

令和 8 年度（2026 年度）防災啓発動画制作委託業務 業務処理要領（案）

1 目的

この要領は、北海道（以下「委託者」という。）が〇〇（以下「受託者」という。）に委託する、令和 8 年度（2026 年度）防災啓発動画制作委託業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務内容

（1）本編動画の制作

ア 防災啓発動画は、以下の要素を備えた内容とすること。

- （ア） 防災に関心が低い者でも、災害時に自ら判断し行動するイメージを持てる内容であること。
- （イ） 避難方法や避難時の健康管理（熱中症、防寒対策等）、家庭内備蓄の重要性を示し、平時からの備えと災害時の適切な行動を促す内容であること。
- （ウ） 過去の地震・津波による災害の事例や日本海沿岸の津波被害想定を盛り込み、災害の現実性と切迫感を伝え、早期避難の重要性について理解を深める内容であること。
- （エ） 地震や津波に加え、河川氾濫や土砂災害といった多様な災害リスクを事例として取り上げ、沿岸部だけでなく内陸部に居住する者の防災意識向上を図る内容であること。
- （オ） 防災啓発動画の内容については、学識経験者（学者、研究機関の研究員、本事業に精通している国、地方公共団体の職員又は民間企業の職員）による監修を受けることとし、学識経験者の選出については、受託後の協議により決定する。
- （カ） 全編に字幕をつけるほか、必要に応じナレーション、BGM、効果音等をつけること。
- （キ） 校正は少なくとも 3 回以上行うこと。

イ 防災啓発動画の規格は次のとおりとすること。

- （ア） 制作本数は 1 本（言語：日本語）、動画の長さは 10 分程度とする。
- （イ） ファイル形式は MP 4 とし、成果品は DVD-R 等の電子媒体で納品すること。

（2）リーフレットの作成

ア （1）で作成した動画の内容をまとめたリーフレットを作成すること。

イ リーフレットは A 3 両面フルカラーで、二つ折りで A 4 となるレイアウトとすること。

ウ 一般的なカラープリンターでの印刷を前提としたデータ（PDF など）とすること。

エ （1）で作成した動画とあわせて DVD-R 等の電子媒体で納品すること。

（3）ショート動画の作成

ア （1）で作成した動画の内容をまとめたショート動画を作成すること。

イ ショート動画は、X や youtube など多様なプラットフォームへ投稿可能で、スマートフォンでの視聴を想定した縦型動画とすること。

ウ ショート動画の長さは 1 本 15 秒程度とし、「避難に関すること」をテーマに最低 2 本を制作すること。

エ （1）で作成した動画とあわせて DVD-R 等の電子媒体で納品すること。

3 業務実施方法

（1）受託者は、上記業務について、委託者と協議のうえ、実施するものとする。

（2）受託者は、委託者の要請があった際に速やかに業務の進捗状況を報告するほか、業務の実施に

当たり、不明な点があれば、随時委託者の指示を求め、適切に業務を完成させるものとする。

4 実績報告書等について

受託者が、委託契約書第 11 条の規定に基づき提出する実績報告書等については、次のとおりとする。

- (1) 実績報告書（別記様式）
- (2) 成果品

5 再委託について

- (1) 次のような場合は、再委託を認めない。

ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち 1 件以上の業務を全部再委託する場合

- (2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができることとする。

この場合においては、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を、受託者から提出すること。

なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者から変更の届出を提出すること。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

6 その他

- (1) この要領に定めのない事項については、委託者の指示によるものとする。
- (2) 受託者は、契約の締結後、速やかに本業務に関する業務処理計画書を委託者に提出すること。
- (3) 本事業において発生した成果品の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うこと。
- (4) 受託者は、本業務の実施等に際し不明な点が生じたときは、その都度委託者と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めるものとする。
- (5) 委託者は、受託者に対し、業務の執行状況等について、必要に応じ報告を求めることができる。
- (6) この要領に定めのない事項については、必要に応じ、委託者と受託者が協議して定めるものとする。